学位請求論文審査の要旨及び担当者

報告番号 甲第号

氏名 田畠佑実子

論文題名 «Qu'est-ce qu'un Français?» La construction et les effets de la «francité» dans la société française contemporaine

審查担当者

主査

・慶應義塾大学名誉教	授•	社会学博士	関根政美
	前大学院社会学研究科委員	(慶應義塾大学)	
副査			
大学院社会学研究科委	員	社会学博士	塩原良和
	· 慶應義塾大学法学部教授	(慶應義塾大学)	
東洋大学社会学部社会	福祉学科准教授	法学博士	鈴木規子
		(慶應義塾大学)	
東海大学教養学部国際	学科准教授	政治学博士(仏国	小山晶子
		ストラスブール大学)	

論文審査報告書の要旨

[I] 論文の構成

本学位請求論文『« Qu'est-ce qu'un Français ? » La construction et les effets de la

《francité》dans la société française contemporaine』の日本語訳は『「フランス人とは何か」現代フランス社会における「フランス(人)性」の構築とその作用』である。田畠佑実子君は、2010年秋学期よりフランス国・ニース大大学院(博士学院)に留学し、本年2月に博士学位請求論文を、仏文にて本研究科およびニース大大学院に同時に提出した。本学位請求論文はニース・ソフィア・アンティポリス大学大学院人間科学(社会学)博士課程(the Doctorate department of Graduate School of human Science (mention sociology) at the University of Nice Sophia Antipolis: UNS)と慶應義塾大学大学院社会学研究科の間で取り交わされた「共同指導協定」(Agreement for the Joint Supervision of Doctorate Thesis: 2012年11月締結)のもとで行われた教育プログラムの成果である。

協定では、田畠君は双方の大学院(博士学院)に所属し(ニース大大学院の学費はフランス国費留学生として免除、慶應義塾大学には所定の授業料を納入)、毎年、ニース大大学院に

9カ月、慶應義塾大学社会学研究科に3カ月在籍し、双方の指導教授により指導を受けるようになっていた。田畠君は毎年、秋学期か春学期に日本に一時帰国し、社会学研究科の関根の授業に参加して、ニース大大学院での研究成果を報告し指導を受けるだけでなく、日本社会学会や日仏政治学会やその他の学会・研究会において研究成果を積極的に報告した。田畠君は主にニース大大学院在籍中も日本と同じように、パリやニースでの各種学会や研究会での報告者あるいは通訳者として活躍していた。ニース大学および大学院でも教鞭をとり、ニース大学付設の国立科学研究センター(CNRS)移民問題研究ユニットの名誉研究員/研究部長であるジョスリン・シュトレイフ・フェナール(Jocelyne Streiff-Fénart)博士の下で研究を続けた。博士はフランスやフランス旧植民地の人種・エスニック・移民問題だけでなく、多文化主義や同化・統合主義にも造詣が深い。基本的にはニース大大学院側が主体となって共同指導するプログラムだが、田畠君はそのプログラムを見事に実践し、成果を得たといえる。

本論文は仏語で書かれており、付録まで含めて A4 版 330 頁以上あり、博士学位論文としては十分な分量である。また、本論文には日本語要約(約 100 頁)が付けられている。以下の目次は、本人による日本語要約の表記によるものである。

目次

序論.								8
第一部:	フレン	チネスの	考察に向けて	て:研究主	題の構築			15
第一章	構築主	義理論の	貢献およびマ	・ジョリティ	ィーマイノリ	ティ関係にお	おける「移民	」理解
	16	3						
	1.1.	移民の	社会学の遅い	へ発展:社会	会における。	マイノリティ	としての移!	民とい
う		問	題	提	起	\mathcal{O}	醸	成
							16	
		移民の	存在に対する	る無関心お	よび労働者	としての移	弐理解	16
		移民に	対する新たる	な認識:19	74 年の国場	竟閉鎖		17
1.2. エ	スニシ	ティおよ	びアイデンラ	イティの村	相互作用論的	内理解、なら	びにマジョ	リテ
1	・マイ	ノリティ	関係理論					22
	1.2.1. =	エスニシ	ティへの相互	工作用論的	アプローチ			
22								
	1.2.2.	マイノリ	ティ・マイノ	リティ関係	系理論			
27								
1.3. 移	民社会	学とはマ	イノリティに	こついての	研究である7	ð,		32
第二章	マジョ	リティに	こついての研	究に向けて	: 関連分野	アにおける研	究の渉猟	
35								
2.1.	ネイショ	リンおよて	バナショナリ	ズム研究:	ネイション	の成員の相	互作用的構築	手をい
Ģ	問題視	角						36
	2.1.1.	「近代主	義者」による	構築主義的	的アプローラ	チの提案		36

2.1.2. ネイションの成員の構築における「他者」の役	割理解の必要性 38
2.1.3. 「再構築型ナショナリズム」の分析	44
2.2. マジョリティ研究の試みとしての批判的ホワイトネ	ス・スタディーズ (Critical
Whiteness Studies)	
49 2.2.1. マジョリティの考察:問題視角の反転	49
2.2.2. ホワイトネスからフレンチネスへ: 「ネイション	/ネス」と「ホワイトネス」
の関係の考察および研究プランの提示	
54	
第三章 理論および歴史におけるフレンチネス:フレンチ	ネスという概念の構築
61	
3.1. フレンチネス概念の構築に向けて:カテゴリゼーション	⁄理論の寄与61
3.1.1. フランス人という観念としてのフレンチネス:ノ	ヽッキングの提示する理論枠
組の貢献	
61	
3.1.2. フランス人のプロトタイプとしてのフレンチネス	はおよび同フレンチネスのカ
テゴリゼーションにおける役割	67
3.1.3. 小括:フレンチネスの概念的特徴	69
3.2. フレンチネの歴史:シビックなフレンチネスという神話	舌およびシビック、エスニ
ック、レイシャルな次元の交錯	
3.2.1.植民地・帝国・奴隷制状況におけるフレンチネス	: フレンチネスのレイシャ
ルな概念化	
73	
3.2.2.フランス革命:共和国的普遍性とレイシャルな思	想のパラドックス 7 4
3.2.3. 19 世紀以降のナショナリゼーション:シビック、	
次元の交錯	
76	
3.2.4. 今日におけるネイションの起源の問題	
80	
第四章 研究方法	
4.1. フレンチネス: 政治言説と制度的実践の連関	
4.2. フィールドの選択	
4.2.1. フランス人の公的定義: 政治分野における分析	
4.2.2. 制度的実践に見られるフレンチネス:「受入統合	
ー ク 調 査	
87	
4.3. 言説分析の方法	
4.3.1. 方法論の概要: 語彙統計的 分析およびテーマ分類	升 88
439 分析の手順	

92 4.3.3. コーパスの選定方法	
93	
大統領演説	
94	
国会討論	
94	
2015 年パリにおける「テロ」についての演説	95
第二部 : 政治言説におけるフレンチネス : 1981 年から 2012 年の国会討論お J	こび
大統領演説	97
第五章 「ナショナル・アイデンティティ」についての大統領演説の分析	98
5.1. シビックおよびエスニックなフレンチネスの併存: 概略的特徴	98
5.1.1. コーパスの統計的特徴	98
5.1.2. 各サブコーパスのテーマに関する特徴	99
5.2. フランス人の概念化についての三様の態度:各サブコーパスの比較	113
5.2.1. フランソワ・ミッテラン (1981-1995)	
114 5.2.2. ジャック・シラク (1995 - 2007)	
118	
5.2.3. ニコラ・サルコジ (2007 - 2012)	125
5.3.小括	135
第六章 移民および国籍関連法案審議における国会討論の分析:	
フランス人 の概念の変遷	136
6.1. コーパスの概略的特徴	137
語彙数	137
発言者	138
6.2. コンテクストの変遷:テーマの変化および移民に関する争点	
および視角の変遷	141
第七立法期(1981‐1986)	
第八立法期(1986‐1988)	
第九立法期(1988 - 1993)	
第十立法期(1993‐1997)	
第十一立法期(1997 - 2002)	
第十二立法期(2002 - 2007)	
第十三立法期(2007‐2012)	
6.3. 立ち現れる「我々」と「他者」: フランス人の概念化にまつわる変遷	
6.3.1. 分析手順	165
6.3.2. コーパスを通して観察される	
« Français »(フランス人) の実詞的用法	168
633 立注 期 ブレの変要	

	第七章	立法期(1981 -	1986)					
	170 第	八立法期	(1986	- 1988)				
	177 第2	九立法期	(1988 -	- 1993)					
	192 第-	十立法期	(1993 -	1997)					
	194 第-	十一立法	期(199	7 - 200	2)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	211 第-	十二立法	期(200	2 - 200	7)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	225	第	+	三	<u> </u>	法	期	(2007	
	2012)						229		
6.4.小括									244
第七章 差	異化の装置	置としての	のフレン	/チネス	:				
	2015 年	1月の「	テロ」し	こつい	ての言詞	兑			245
	2015 年	1月の日	出来事の)概要 .					245
7.1. 「共和	和国的価値	[」に基づ	くフレン	/チネス					247
7.2. 無条	件なフラン	/ス人、条	件付フ	ランス	人と「悪	い移民			253
	無条件な	我々「フ	ランス。	人」、#	和国的	価値への	の無条件な支	持者	253
	条件つき	きで我々	に包摂	される	者	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
254									
	我々から	排除され	る「彼ら	6] (「	悪い移	民」)			256
7.3. 小	括								
258									
第三部 : 統	合の制度	的実践に	おけるこ	フレンチ	ネスの	観察			259
第三部の月	序論						•••••		260
第八章 規範	配化と差異な	化の装置	としての	受け入	れ統合	契約			261
8.1. 受け	入れ統合勢	契約の概要	至		•••••				261
	実	施機関		•••••					
	262	対象者 .		•••••					
	262	内容およ	び過程						
	264		公			的	な		目
							•••••		
267 8.3.	. 規範化と	差異化の	制度と	しての	受け入れ	ι統合契	約:「統合」	という概念	念の問
題 272									
		., -, -							
8	5.3.2. 「共	和国的価	値」を	基礎とす	ーるフラ	ンス人	の概念と契約	内者たちの他	1者化
				•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	••••
	275								

第九章 フレンチネスをめぐる個人の実践:職員による規範化および差異化の実践と、

契約者たちの戦略	278
9.1. 「統合の強制」への対処	
9.1.1. OFII の職員と講師	278
9.1.2. 契約者たち	
282	
受け入れ統合契約に関する知識の乏しさ	•••••
283	
行政上の制約としての受け入れ統合契約	
285	
契約者たちにとっての統合の定義	
288	
9.2. 職員および講師の実践における「我々」と「他者」	293
9.2.1. 「遅れた移民」と「近代的なフランス人」:職員および講師にとって	ての統合
の 定 義	•••••
293	
9.2.2. 共和国の価値をめぐるフレンチネスと他者性	295
市民教育のプログラム	295
講師による実践	
300	
9.3. フレンチネスに対する取り繕いあるいは抵抗:契約者たちによる	
(スティグマの修正の)さまざまな戦略	303
第三部の結論	307
結論	309
参考文献	316
付録	330

本論が明らかにしたいのは以下のことである。第 2 次世界戦後のフランス国内で急増したムスリム移民系定住者の存在を前に、20 世紀末から 21 世紀初頭にかけての世紀転換期のフランスでは、国民の間に文化統合あるいは政治・社会統合への不安が拡大した。そのため、フランスに定住するムスリム系国民の政治・社会統合が大いに注目されるようになった。それに比例して、国民の間に、それでは統合の対象たるべき「フランス人とは」、あるいは「フレンチネス(フランス性)」とはどのようなものかについての議論が政治家を中心に盛んになった。本論は、その際にどのようなフランス人像あるいはフレンチネスが語られつつ構築され、実際にムスリム移民系定住者に対する市民教育にどのように応用されたのかについて考察したものである。そして、フランス人とは、フレンチネスあるいはフランス人のアイデンティティに関する議論が、ムスリム移民系市民の社会統合を促進するよりは、逆に社会における周辺化・被差別化を強化し、社会統合のための議論が、社会分裂あるいはテロなどの凶悪事件を引き起こす「多文化凶生」の原因の一つになってい

ることを明らかにしようとするものである。

まず第一部第一章では、本研究そのものが、「人種・民族・エスニシティの政治・社会学研究」でもあるので、本論が依拠する人種・民族・エスニシティに関するフランスの理論研究を紹介する。フランスでは伝統的に共和主義とライシテ原理へのこだわりが強く、すべての国民は法の前での平等な扱いが原則であり、人種・民族・エスニシティによる人々の差異的な扱いはできないとの前提があるため、英語系諸国とは異なり、自由・平等社会を構築するうえで、文化的多様性を認めることに消極的であった。そのため、人種・民族・エスニシティの理論だけではなく、多文化主義研究そのものの発達が遅れていることが明らかにされる。

第二章では、しかしながら、近年、フランスにおいて他者としてのムスリム移民系市民 の増加を前にして、マイノリティ研究としての人種・民族・エスニシティ研究への注目が 強まり、エスニシティおよびアイデンティティの相互作用論的理解、ならびにマジョリテ ィ・マイノリティ関係理論への注目が進んでいることが論じられる。筆者は、フランスの 理論的発展状況を概観し、文化、人種、エスニシティ、ネイション概念などが本質主義的 に理解されるのではなく、構築主義的に理解される状況になっていることを確認する。し かも、こうした概念の構築にあたり、フランス国民と他者としてのムスリム移民系市民の 間の相互作用の重要性が理解されるに至っているとする。そして、マイノリティが同一化 すべき対象としてのフランス人とはなにか、フランスらしさやフランスの国民性とは何か が論じられるようになると、人種・民族・エスニック研究は「マイノリティ移民研究」か らマジョリティ国民の自己規定研究である「マジョリティ国民研究」へと進んでいく。そ の結果、英語系諸国で隆盛している「批判的ホワイトネス・スタディーズ(Critical Whiteness Studies)」への関心も高まり、マイノリティだけではなく、マジョリティの考 察へと問題関心の反転が生じていると論ずる。田畠君は、フランスでもフレンチネスがホ ワイトネス研究の視角から研究されるようになった機運の高まりを、敏感に感じて研究を 始めたのである。

第三章では、フレンチネス概念は歴史的に見ても長い間議論されてきたのだが、その特徴付けには、一方で 1789 年の市民革命の系譜を重視する普遍的で「シビックなフレンチネス概念」という神話の系譜と、他方では、「エスニックでレイシャルな次元のフレンチネス概念」の系譜が存在し、概念化においてはシビック、エスニック、レイシャルな次元が交錯し、必ずしも一元的で確固としたフレンチネス概念が構築されていたのではないこと、そして、今日でもフレンチネスは日々再編・再構築されており議論は錯綜していると論じられる。しかしながら、多様なフレンチネスが論じられながらも、フランス人の「プロトタイプ」としてのフレンチネスおよびフレンチネス概念を想定することは可能であり、そのプロトタイプを基準として、現代におけるフレンチネス概念の整理(序列化)を行うことができるとする。それはシビックなフレンチネス概念の規定に大いに依拠する。

第四章では、本研究の2つの考察対象を具体的に明らかにする。その第1は、現代のフレンチネス概念がどのように構築されてきたのかその経緯を研究することである。近年のフレンチネスについての主導的な議論は、1990年代より政治家によってなされていること

に注目する田畠君は、フランソワ・ミッテラン (1981 – 1995 年)、ジャック・シラク (1995 – 2007 年)、ニコラ・サルコジ (2007 – 2012 年)の 3 人の大統領のフレンチネスについての言及を含む大統領演説に注目すると同時に、同時期の日本の衆議院に相当するフランス国民議会における「移民の統合とフレンチネス論争」に注目し、それらの議論に対しても言説分析を実施すると宣言する。そのうえに、田畠君は 2015 年 1 月のパリのテロの後の議論も分析対象とすることを明らかにする。その分析方法は以下の通りである。

使用される言説分析用ソフトウェアとして、Hyperbase が用いられる。Hyperbase とは、Etienne Brunet によって考案され、ニース大学のラボ、UMR6039 « Base, Corpus, Langage » (CNRS-Université de Nice Sophia Antipolis) が開発した統計的手法による言説分析支援ソフトウェアである (現在このソフトの管理維持にかかわるのが、田畠君の指導陣の一人である Mayaffre 研究員である)。とくに同ソフトの SPECIFICITES(特徴)機能を用い、コーパス全体、あるいはサブコーパスに特徴的な語彙のリストを作成し、それぞれに内在するテーマの特徴を掴む。SPECIFICITES(特徴)とは、コーパスあるいはテクスト(群)に特徴的な語彙の一覧を自動的に作成する機能である。本ソフトウェアは、偏差計算により、各テクストの長さを考慮した相対的頻度により、語彙の登場頻度の比較を行うことができる。また、外部データ(Trésor de la Langue Française または Google books)と、コーパス全体における平均両方との比較が可能である。

さらに、上記の結果を踏まえ、フランス人の定義について、各コーパスのより詳細な分析を実施する。この際、フランス人の定義に関連する語彙の相関関係を、Hyperbase の ENVIRONNEMENT D'UN MOT(語彙環境)機能を用いて抽出し、考察の手掛かりにする。ENVIRONNEMENT D'UN MOT(語彙環境)とは、ある単語(キーワード)と相関が深い、すなわちその語に近接して現れることの多い語彙をリスト化し、さらにキーワードと関係語彙との相関をそれぞれの相関係数にもとづいてグラフ化する機能である。分析にあたっては、それぞれのテクストが埋め込まれている背景との関連に十分な注意を払い、また、それぞれのコーパスおよびサブコーパスの分析結果についての比較も行う。本論文では数多くのグラフが提示される。

第2は、フレンチネスが作用する実践現場における統合教育の参与観察である。サルコジ大統領の下で、ムスリム移民が移住の際に市民教育を受講し立派な市民として生活することをフランス政府に対して約束する、「受け入れ統合契約(Contrat d'Accueil et d'Intégration, CAI)」を結ばないと入国・定住できないようになったが、その統合教育の実態を教師と生徒の相互作用を通して、構築されたフレンチネスがどのように作用しているのかについて観察する。

第二部では、政治家の演説や議会での討論(1981-2012 年の国会討論および大統領演説) を対象に言説分析を実施した結果を提示する。

第五章では、三人の大統領の演説に対する言説分析の結果が示される。ミッテラン大統領の時代は、そもそもフランス人とはとか、フレンチネスについての議論は少なく、フランス人とは何かという主題に対しての関心が小さいことが分かる。例えあったとしても、それは当時進行中であった EU 統合のなかにおけるフランス国家という EU との対比のも

とでの議論であり、EUに対してフランスの文化的独自性を論じるものであった。しかし、シラク大統領の時代になると、ムスリム移民系住民の存在が顕著となったため、EUとの対比におけるフレンチネスではなく、「フランス人らしくない移民系定住者」の増大を前に、移民と伝統的フランス人が対比されて論じられるようになり、ミッテラン時代の議論のように、フランス人を一枚岩的な存在として論じる議論は減少する。同時にマジョリティであるフランス人とはだれかという、議論自体が動揺し始めていることが分かる。つまり、フランス人が一枚岩的で自明的なものとして語られなくなるのである。しかし、シラク大統領時代の演説では、シビックな「フランス人性」の定義が強かったことも確認できるとする。

サルコジ大統領になると、さらに移民と伝統的フランス人との対比・差異化の傾向が強まる。フレンチネスの定義には、かつて保守的、あるいは極右的な政治家に特徴的であった伝統的な白人仏語系国民を念頭においた、エスニックでレイシャルな要素が影を潜めるようになるが、他方でかつて左派が重視していたシビックなフランス人性やフレンチネスの定義が強化されていくことが分かる。フランス人とはフランス語を話し、かつ自由・平等などのリベラルでシビックな共和主義的な価値をわきまえた人間として論じられ始めるのである。この結果として、フレンチネスの定義がシビックな要素を強めるようになるとともに、ムスリム移民系住民は基本的にイリベラルな人であるという議論が強くなる。サルコジ大統領の議論は、シビックな定義を利用してフランス人をリベラル、ムスリム移民系市民をイリベラルな人々であるとする差異化と本質化を強めていることも分かる。第六章では、このような大統領の演説の言説分析の結果とほぼ同じような結果が、フランス議会での移民問題や統合問題の議論に対する言説分析から得られることを報告する。期毎の議論も第六章では紹介されるが、本審査報告要旨では省略する。

第七章では、第五章と六章の分析結果を踏まえて、フレンチネスやフランス人とはという言説がどのように生成し発展・変遷したのかをまとめている。単純にいうと、1980年代のフレンチネスの議論では、フランス人は EU に対して一枚岩的な存在として論じられていたが、次第に「正しいフランス人」と「そうでない悪い移民」との対比に議論は進んでゆき、フレンチネスが全体的なものから部分的な定義になると同時に、著しく規範化され、「正しいフランス人」と「そうでない(悪い)人々」とを差異化するだけでなく、本質化し、そうでない人々をフランス社会から排除するための装置としての機能を高めているのである。さらに、2015年のパリテロ事件にまつわる言説分析から、以上の傾向がさらに強まっていることが明らかになったことが報告される。

第三部では、受け入れ統合契約の下にある統合教育の現場に焦点が与えられる。統合の制度的実践の場でフレンチネス言説がどのように作用しているかについての観察結果が示される。第二部で、フレンチネスが規範化され、差異化の道具として構築されていく様子が論じられたが、第三部では、規範化され差異化の装置として構築されたフレンチネス概念が、受け入れ統合契約の移民教育の実践の場でどう作用しているのかを明らかにする。

第八章前半では2007 年から義務化された新規合法長期滞在移民向け統合プログラムである「受け入れ統合契約(CAI))」の概要が論じられる。近年のフランス政府の「統合の

要請」路線の中核をなす施策であり、フランスでは公的なものとしては初めて導入されたものである(2006 年 7 月 24 日の「移民・統合法」により義務化され、翌年の 1 月 1 日より全土に適用されるようになった)。受け入れ統合契約を全国的に管轄するのは「フランス移民・統合局(Office français de l'immigration et de l'intégration, OFII)」である。同局は「OMI(Office des Migrations Internationales)」および「ANAEM(Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations)」を引き継ぎ、2009 年に創設された公的機関であり、受け入れ統合契約を中心とした正規移民の受け入れのほか、難民申請希望者の受け入れ、外国人の本国帰還援助の業務を担っている。フランス全土に支局をもつ。

統合契約に基づく教育プログラムは、以下のような複数のプログラムからなるパッケージである。

- 1. オリエンテーション(全体説明、健康診断、社会聴取官との個人面談、ソーシャルワーカーとの面談)
- 2. 市民教育(1日)
- 3. フランスでの生活に関する研修(1日)
- 4. 職業能力診断(数時間)
- 5. 語学教育(フランス語)

各プログラムの終了時には証書が発行され、参加は OFII の聴取官により継続的にチェックされる。契約期間は 1 年であり、すべてのプログラムは国の負担により無料で提供される一方、契約不履行の場合、2 年目の滞在許可証更新が拒否されるという罰則がある。また、同プログラムを修了すると、10 年間の有効期限を持つ定住ビザ、さらには国籍取得の際に考慮されるようになる。

田畠君は、パリの OFII 本部およびフィールドワーク対象地の OFII 支部と、アクセスについて数ヶ月の交渉を行った後、2011 年 4 月から 2012 年 12 月まで、非公式な研修生という立場で、受け入れ統契約の全過程の観察調査および関係者へのインタビューを行う権利を得ている。そして、継続的にプログラムの各過程の参与観察調査を行ったほか、45 名の対象者および 5 名の担当官あるいはプログラム担当者へのインタビューを行った。

第八章後半において、参与観察から統合教育の現場では、第二部で明らかにされたフレンチネスの規範化と差異化が進み、その観点から受け入れ統合契約が制度として実践されていることが報告される。「統合」のための共和国的価値を示すフレンチネス概念が、ムスリム移民系住民を「他者化」する道具になっているとする。つまり、統合契約そのものが規範化され、強制されている状況を明らかにする。職員たちは自らをフレンチネス体現者である「正しいフランス人」として規定し、ムスリム移民系住民は教育されるべき「不完全なフランス人」として扱われている状況が明らかになる。この第八章後半ではさらに、田島君は移民系住民の統合教育への無知・無関心と、受動的な受講態度の存在に注目する。その分、職員たちからムスリム移民系住民は一段劣った人々、あるいは遅れた人々とみなす傾向が強くなるのである。日本人である田島君は、現場の状況を観察した際に、屈辱感あるいは不快感を抱いたと報告する。

第九章では、しかしながら、無関心で無知な人々として一段低くみなされている移民た

ちではあるが、自らを模範的フランス人と規定する職員に対して、教育の現場において様々な抵抗を試みていることを明らかにする。その一例を紹介すると以下のようになる。

事例 1

講師:女性は単独で移動することができます。夫と一緒ではなく…。これは知っておかなければなりません。というのは、フランスではそうだからです。違うのです。 受講者 A (女性、チュジニア出身):わたしの国でもそうですが…。つまりわたしたちのところでは女性が一人で移動するのが禁止されているとおっしゃりたいんですか?

講師:いいえ、わたしはほかの国のことは知りません。わたしが話しているのはフランスのことです。(2011年6月9日のフィールドノートより)

事例2

講師:女性は男性に服従しなければならない。女性は男性に服従しなければなりませんか?

受講者数人(男性、マグレブ系):はい。(笑いながら)

講師:家長は男性である。家長は男性ですか?

受講者数人:はい。(笑いながら)

講師:女性は避妊に際し夫の許可を得なければなりません。女性は夫の許可無く避妊ができますか?

受講者数名:いいえ。(笑いながら)…はい。

(2011年6月11日のフィールドノートより)

事例3

講師:女性は配偶者を選ぶ権利がありますか?だれが夫を選ぶのですか?女性か、

れとも他の人ですか?

受講者 B (男性): それ(他の人が女性の配偶者を決めるということ)はいまだにあるんですか?

講師:知りませんが…カリブの島あたりではもしかすると…。

(2011 年 6 月 9 日のフィールドノートより)

フランス人講師達は、当然、ムスリム移民系住民を、意識的であれ無意識的であれ、一段低く見ていると同時に、遅れている人々とみなしていることが観察で明らかになるだけでなく、講師職員たちのムスリム移民系住民の出身地や、そこでの生活レベルや教育レベルに対する無知が露呈されている。学生たちは、そうした講師達の態度に対して皮肉や冷笑をもって立ち向かい、フレンチネスの押し付けに様々な抵抗を示していることが判明する。講師達にとっては移民への正しい理解は問題ではなく、教育されるべき他者としての移民系住民が問題であり、彼ら・彼女らを統合するか、さもなければ差異化(スティグマ化)することが重要なのである。統合教育が共和主義に基づくフレンチネスを基準にした

国民の差異化・差別化(リベラルな差別)へとつながる状況が確認されたと田畠君は論じる。 最後に、フレンチネスの構築に関する理論的考察から、フレンチネスの構築の歴史的な 考察、そして、規範化され強制されるフレンチネスの作用とそれに抵抗する移民系住民の 姿が明らかにされたとして論を閉じる。

【評価】

本年2月に提出された田畠君による学位請求論文は、2016年3月中にニース大大学院にて学識認定を含む論文に対する事前評価書の検討がなされ、提出者田畠君の学識と論文の形式・内容が精査された後、公開審査が許可された。事前評価書はフランス側審査団および慶應側審査団が各1名ずつ事前評価担当者を専任し、公開審査3週間前までに提出される。また、4月13日の社会学研究科委員会において田畠論文は異議なく受理され、審査団が承認されるとともに、公開審査が許可された。公開審査はニース大大学院と社会学研究科の公開合同審査会となった。会議はインターネット会議装置を使用して4月28日木曜日の午後から夜にかけて開催された。合同審査会参加者は以下の通り。

*慶應義塾大学大学院社会学研究科側審查団

関根政美(慶應義塾大学名誉教授・元指導教授、研究科元委員、主査) 塩原良和(慶應義塾大学大学法学部教授・大学院社会学研究科委員、副査) 鈴木規子(東洋大学社会学部准教授、副査)

小山晶子(東海大学教養学部准教授、事前評価担当、副査)

*ニース大大学院側審査団

Francoise Lorcerie (CNRS 上席研究員/部長、合同審査会委員長、主査)
Jocelyne Streiff-Fenart (CNRS 上席研究員/部長、指導教授、副査)
Damon Mayaffre (CNRS 研究員, HDR、副査)

Steve Garner(英国バーミンガム市大学教授、事前評価担当、副査)

両校よりなる審査団のうち、小山先生は、ニース大大学院側の学則(慶應側審査団よりニース大大学院審査員団の人数が多くなければならない)により、公開審査当日は審査員として評決に参加できなくなったが、公開審査には参加された。本審査報告要旨では田畠論文の評価に、小山先生による事前評価書を大いに考慮した。合同公開審査会のプログラムは別添の通りである。審査会委員長の挨拶、田畠君の日仏両語による論文説明から公開審査は始まり、そして、まず、双方の指導教授による評価コメントが報告され、両者のコメントに対する応答・討論がなされてから、次に、他の副査の先生方のコメントが日仏交互に紹介されては質疑応答が入り、総合討論が行われた後に審査員のみで評決が行われ、結果が公表されるという手順である。日仏両語による報告をした田畠君を除いて、コメント時間は逐次通訳を入れて15分の予定だったが、時間を守る審査員は一人もおらず、長時間の会議となった。15分の持ち時間を遥かに超えて、35分から45分ほど時間を費やす先生も複数おり、結局、日本時間3時30分(フランス標準時間午前8時30分)より始まった会議は、日本時間午後8時45分(フランス時間午後1時45分)まで続いた。以下の評価は、各先生方のコメントを要約したものである。

各コメントは、田畠論文の要約から始まり、内容評価、結論、そして質問となっており、社会学研究科の学位審査報告書要旨をさらに短くしたものに似ている(A4 で 2~3 頁)。コメントに共通していたことは、①田畠論文は、フランスにおいては先行研究の少ない分野に対して、大きな貢献を果したというものであり、積極的な評価が目立った。とくに現代フランスにおいてムスリム移民系住民の増大に対する、反動的ナショナリズムが活性化し、極右政党が勢力を伸ばしているという背景にあるフレンチネス概念の活性化を真正面から分析し、フランス人研究者が避けがちな現代フランスのイデオロギー状況を明らかにしたことが高く評価された。日本側審査員団としては、海外よりの留学者がフランスに留学して、フランス人とは何かなどというセンシティヴなテーマを選択したことに対して、大いに危惧を抱いていたが杞憂に終わった。

次にコメントの多くは、②田畠論文において、フランスでは遅れ気味に発達してきた人 種・民族・エスニシティ理論研究を十分発掘し、英語系諸国で発達した最新の成果がフラ ンスに取り入れられ始めたことを指摘し、論文にもその成果を十分取り入れ、フランスの 人種・民族・エスニシティ研究に対して大きな貢献をしたと指摘していた。これは、日本 の研究者が今後フランスの理論研究にも注目する必要があることを意味する。さらに、③ 多くのコメントが指摘していたのは、田畠君が、ニース大学が開発した言説分析ソフトを 十分に使いこなし、他の研究では見られない成果を上げたという点である。日本側指導教 授である関根にとって田畠君がこのような統計的な研究に手を染めるとは夢にも思わなか ったが、ニース大学の研究所のマヤフリー先生(CNRS 研究者)の良き指導を受けたことが 成果を生んだのである。このことはニース大学の言説分析ソフトの有用性を証明し、今後 の国際的比較研究の展開にとり大いに弾みをつけるものであることも確認された。④第4 の点は、田畠論文は一方でフランス人とは、フレンチネスについての統計的言説分析を丹 念にかつ用意周到に行いながらも、他方で受け入れ統合教育の現場での参与観察も並行し て行い、どちらの研究においても十分な成果を生み出したことが評価された。普通、どち らかを選んで研究するのだが、どちらにも挑戦して成功した点が高く評価された。研究構 想と大きな研究ビジョンへの挑戦が評価された。また、⑤最後にオーストラリア研究者で ある関根・塩原審査員からは、仏の共和主義と豪の多文化主義のどちらが多文化社会の統 合に有効かという国際比較への可能性を切り開いたとも評価された。

しかしながら、本論文に対する批判も見逃せない。審査員のなかには、①田畠研究の周到さとその精緻さを積極的に評価しながらも、生み出された学位論文は少々短いのではないか、との意見を出すものもあった。全体的に言説分析の説明とその成果の報告に、多くの頁が費やされていたにもかかわらず、言説分析の対象が広範囲にわたるため、説明が不足しているとの批判もあった。また、②フランスにおける人種・民族・エスニシティの理論研究の先行研究は十分になされ、またフレンチネス構築研究の先行研究、歴史研究への言及は十分だとしながらも、言説分析に関する先行研究は不十分だとの批判もあった。また、③参与観察についての報告の分量が言説分析報告の分量に押されて少なくなったのではないか、まだ書くべきことがあったのではないかとの不満も多くの審査員より表明された。そのため、フレンチネスを押し付ける講師達に対して抵抗するムスリム移民系住民の

姿への言及が減り、フレンチネスの強制と反発の相互作用の論証が不十分だとの意見もあった。また、参与観察の事例が少なく、好ましい事例をもっと取り上げてもよかったとの批判もあった。

二兎を追うもの一兎も得ずという結果にはならなかったとはいえ、今後、不十分といわれた研究成果の報告を充実していくことが望まれる。しかし、審査会委員長も含め、田畠論文の構想の大きさと確かさ、論証の堅実さ、驚異的な忍耐と努力の大きさ、そして田畠君は現時点で、以上明らかにされた課題を既に十分把握し、克服していく能力は十分にあるという点で意見の一致が見られた。5時間30分にわたる公開審査会は、田畠君の力量を認めたといってよい。最終討論後の評決は、本来、無記名投票でやるものだが、ネット会議という制約から、順に各審査員の意見が聴取され、全員一致で博士号を授与する際には最上級の評価を付与すべきだと決定された。評決終了後すぐに本人に結論が伝えられた。今後は双方の大学院に最終審査報告が提出されることになる。本報告はそれにあたる。

【結論】

以上のように、本学位請求論文には肯定的に評価できる側面が多いが、課題も確かにある。しかし、日本における体系的なフランスの国民アイデンティティ研究としては、大変貴重であることに間違いはない。さらに、仏語で論文を書き、ニース大大学院側審査団より、その仏語の質の高さが称揚された。当人はあまり意識していないようだが、ニース大大学院側審査員の多くは、田畠君がフランスでの研究・教育生活に参入できる実力を備えていると評価していることもあり、今後、海外へ打って出る可能性も十分である。しかも、課題として指摘されたものは今後十分克服できる可能性が高い。本研究は、グローバルに展開する国際移民の増加により、世界の国民国家に急速な多文化社会化が生じており、多くの先進諸国がその対応に苦慮していることを前提に、共和主義のフランスでも似た現象が起きていることを確認し、多文化共生の困難さを明らかにしたものである。さらに、ニース大の言説分析ソフトの質の高さを田畠君は証明したことにもなった。その結果、日本およびフランスのフランス地域研究の発展だけでなく、比較政治・社会学、国際社会学、人種・民族・エスニシティ・多文化共生の政治・社会学や、日本のホワイトネス研究の発展に大きく貢献すると思われる。

本研究は田畠君の「研究力」を十分に明らかにするだけでなく、本論文が残した課題を乗り越えていくことで、新しい学問的展望を切り開く大きな可能性を秘めていることを示している。よって審査員一同は、田畠佑実子君が提出した本博士学位請求論文は、博士(社会学)(慶應義塾)の学位を授けるに十分ふさわしい内容をもつものであると判定し、ここにその旨報告する。

以上(関根政美)。

付録1.

4月28日合同公開審査会参加者とプログラム

合同審查討論者(参加予定者)

*慶應義塾大学社研側審查団(主查: 関根)

関根政美(慶應義塾大学名誉教授・元指導教授)

塩原良和(慶應義塾大学大学院社会学研究科委員)

鈴木規子(東洋大学社会学部准教授)

小山晶子(東海大学教養学部准教授)

*ニース大学博士学院側審査団(審査委員長 Lorcerie 博士)

Francoise Lorcerie (CNRS 名誉研究員、研究部長)

Jocelyne Streiff-Fenart(CNRS 名誉研究部長、指導教授、副查)

Damon Mayaffre (CNRS 研究員, HDR)

Steve Garner (英国バーミンガム市大学教授)

プログラム

- 1. 審査委員長による開会の言葉 *通訳による日仏訳
- 審査員の紹介
- 審査会の規定の説明(通訳が入る旨の説明)
- 2. 田畠による口頭発表: (1)仏語(15分)、(2)日本語(15分)
- *いずれも田畠自身が担当
- 3. 指導教授による報告
- 関根先生:(1)日本語による報告 (2)事前に翻訳された仏語原稿を審査員長が音読
- ストレイフ=フェナール先生:
- (1)仏語による報告 (2)同時/逐次通訳による日本語訳
 - -報告後の質疑応答: 仏語あるいは日本語による応答
 - *逐次通訳による日仏訳
- 4. 審査員の先生方による報告
- 塩原先生:(1)日本語によるご報告、(2)事前に翻訳された仏語原稿を審査員長が音読
- 鈴木先生:(1)仏語による報告、(2)ご自身、あるいは通訳による日本語訳
- ガーナー先生: (1) 仏語による報告、
 - (2)事前に翻訳された事前評価レポートを日本側が音読
- マヤフル先生:(1)仏語による報告、(2)同時/逐次通訳による日本語訳
- ロースリー先生: (1)仏語による報告、(2)同時/逐次通訳による日本語訳
- 報告後の質疑応答: 仏語あるいは日本語による応答、*逐次通訳による日仏訳
- 5. 審査員による評議 *通訳による日仏訳
- 6. 審査結果の通知 *通訳による日仏訳

付録 2 . ニース大大学院・慶應義塾大大学院合同田畠君博論審査会(2016 年 4 月 28 日)







通訳:小林新樹 トランスレーターズユニオン所属





